



医療安全管理指針

私たち職員一同は、患者様に安心して安全な医療を提供出来るよう努めると共に、次のことについて体制の整備を図り、適切な医療安全管理を推進します。

記

1. 医療安全確保体制を確立するため、医療安全管理委員会、医療安全管理室を設置し医療安全の推進に努めています。
2. 院内感染制御体制を整備し、職員研修の実施及び感染症発生状況の報告と改善方策を検討します。
3. 医薬品の安全管理体制を整備し、**職員研修の実施**、業務手順書の作成と実施の確認及び安全使用のための情報収集に努めます。
4. 医療機器の保守点検・安全使用に関する体制を整備し、保守点検計画の策定・実施・記録の保存に努めます。
5. 放射線診療を受ける者の被ばく線量に対して医療目的や画質等を十分に考慮し、放射線診療機器等の線量を適正に評価し、定期的に最適化を行うことに努めます。
6. 医療安全管理規程を患者様及びご家族様へ閲覧いただけるよう総合案内に配備しています。